刈谷市教育情報セキュリティポリシー基本方針

刈谷市教育委員会
令和８年４月

目　　　　　次

１　目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
２　定義・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
３　対象とする脅威・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
４　適用範囲・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
（１）対象者の範囲・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
（２）情報資産の範囲・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
５　職員等及び教職員等の遵守義務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
６　教育情報セキュリティ対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
（１）組織体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
（２）情報資産の分類と管理方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
（３）物理的セキュリティ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
（４）人的セキュリティ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
（５）技術的セキュリティ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
（６）運用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
（７）外部サービスの利用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
（８）事業者に対して確認すべきプライバシー保護に関する事項・・・・・・4
（９）１人１台端末におけるセキュリティ・・・・・・・・・・・・・・・・・5
(10) 評価・見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
７　教育情報セキュリティ監査及び自己点検の実施・・・・・・・・・・・・・・5
８　教育情報セキュリティポリシーの見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・5
９　教育情報セキュリティ対策基準の策定・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
10　教育情報セキュリティ実施手順の策定・・・・・・・・・・・・・・・・・・5

1　目的

本基本方針は、本市の学校運営に当たり保有する情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持するため、本市が実施する教育情報セキュリティ対策について基本的な事項を定めることを目的とする。

2　定義

（１）ネットワーク

コンピュータ等を相互に接続するための通信網、その構成機器（ハードウェア及びソフトウェア）をいう。

（２）教育ネットワーク

ネットワークのうち、教育に関する情報を取り扱うものをいう。

（３）情報システム

コンピュータ、ネットワーク及び電磁的記録媒体で構成され、情報処理を行う仕組みをいう。

（４）教育情報システム

情報システムのうち、教育に関する情報処理を行う仕組みをいう。

（５）教育情報セキュリティ

教育に関する情報資産の機密性、完全性、可用性を確保することをいう。

（６）教育情報セキュリティポリシー

本基本方針及び教育情報セキュリティ対策基準をいう。

（７）機密性

情報にアクセスすることを認められた者だけが、情報にアクセスできる状態を確保することをいう。

（８）完全性

情報が破壊、改ざん又は消去されていない状態を確保することをいう。

（９）可用性

情報にアクセスすることを認められた者が、必要なときに中断されることなく、情報にアクセスできる状態を確保することをいう。

（10）情報機器

ハード及びソフトで構成するコンピュータ及び周辺機器をいう。

（11）外部電磁的記録媒体

ＨＤＤ、ＳＳＤ、ＵＳＢメモリ、ＳＤカード、ＣＤ、ＤＶＤ等、データを記録する媒体をいう。

（12）外部ストレージサービス

インターネット上でファイルを共有するサービスをいう。

（13）データ

情報機器で扱うことができる形にした文字、数値、記号、音声、静止画、動画等をいう。

（14）情報処理

データの入力、蓄積、編集、加工、修正、更新、検索、消去、出力又はこれらに類することを行うことをいう。

（15）情報資産

情報システム及び情報システムで扱う全てのデータをいう。

（16）アクセス

情報資産に対して、物理的に又はネットワークを介して、操作、記録、変更等の動作を行うことをいう。

（17）ファイル

情報機器又は外部電磁的記録媒体に記録されているプログラム及び情報等をいう。

３　対象とする脅威

情報資産に対する脅威として、以下の脅威を想定し、教育情報セキュリティ対策を実施する。

（１）不正アクセス、ウイルス攻撃、サービス不能攻撃等のサイバー攻撃や部外者の侵入等の意図的な要因による情報資産の漏えい・破壊・改ざん・消去、重要情報の詐取、内部不正等

（２）情報資産の無断持ち出し、無許可ソフトウェアの使用等の規定違反、設計・開発の不備、プログラム上の欠陥、操作・設定ミス、メンテナンス不備、内部・外部監査機能の不備、外部委託管理の不備、マネジメントの欠陥、機器故障等の非意図的要因による情報資産の漏えい・破壊・消去等

（３）地震、落雷、火災等の災害によるサービス及び業務の停止等

（４）大規模・広範囲にわたる疾病による要員不足に伴うシステム運用の機能不全等

（５）電力供給の途絶、通信の途絶、水道供給の途絶等のインフラの障害からの波及等

4　適用範囲

（１）対象者の範囲

本基本方針が適用される対象者は、学校の情報資産を取り扱う刈谷市教育委員会の全職員（再任用職員、その他会計年度任用職員等含む。以下「職員等」という。）及び全教職員（教員、県事務職員、学校栄養士、再任用職員、臨時的任用教職員、非常勤講師、補助員、支援員、その他会計年度任用職員等含む。以下「教職員等」という。）とする。

（２）情報資産の範囲

本基本方針が対象とする情報資産は、次のとおりとする。

ア　教育ネットワーク、教育情報システム、これらに関する設備、電磁的記録媒体

イ　教育ネットワーク及び教育情報システムで取り扱う情報（これらを印刷した文書を含む。）

ウ　教育情報システムの仕様書及びネットワーク図等のシステム関連文書

5　職員等及び教職員等の遵守義務

職員等及び教職員等は、教育情報セキュリティの重要性について共通の認識を持ち、業務の遂行に当たって教育情報セキュリティポリシー及び教育情報セキュリティ実施手順を遵守しなければならない。

6　教育情報セキュリティ対策

上記３の脅威から情報資産を保護するために、以下の教育情報セキュリティ対策を講じる。

（１）組織体制

学校の情報資産について、教育情報セキュリティ対策を推進する組織体制を確立する。

（２）情報資産の分類と管理方法

本市の保有する情報資産を機密性、完全性及び可用性の３つの観点から影響度を評価し、４段階の重要性分類を行い、当該分類に基づき教育情報セキュリティ対策を実施する。

（３）物理的セキュリティ

サーバ、サーバ室、通信回線及び教職員等のパソコン等の管理並びに学習者用端末のセキュリティ対策について、物理的な対策を講じる。

（４）人的セキュリティ

教育情報セキュリティに関し、教職員等が遵守すべき事項を定めるとともに、十分な教育及び啓発を行う等の人的な対策を講じる。

（５）技術的セキュリティ

コンピュータ等の管理、アクセス制御、不正プログラム対策、不正アクセス対策等の技術的対策を講じる。

（６）運用

情報システムの監視、教育情報セキュリティポリシーの遵守状況の確認、外部委託を行う際のセキュリティ確保等、教育情報セキュリティポリシーの運用面の対策を講じるものとする。また、情報資産に対するセキュリティ侵害が発生した場合等に迅速かつ適正に対応するため、緊急時対応計画を策定する。

（７）外部サービスの利用

外部委託する場合には、外部委託事業者を選定し、情報セキュリティ要件を明記した契約を締結し、外部委託事業者において必要なセキュリティ対策が確保されていることを確認し、必要に応じて契約に基づき措置を講じる。

（８）ＳａａＳ型パブリッククラウドサービスの利用

ＳａａＳ型パブリッククラウドサービスを教職員等及び児童生徒が直接利用する場合について､クラウドサービスの安全性､クラウド事業者の信頼性、個人情報の収集･利用範囲や管理機関､データ統制と所在の在り方について、

契約に基づき措置を講じる。

クラウドサービスの利用における教職員等の留意事項を定める。

約款による外部サービスを利用する場合には、利用にかかる規定を整備し対策を講じる。

ソーシャルメディアのサービスを利用する場合には、ソーシャルメディアの運用手順を定め、ソーシャルメディアで発信できる情報を規定し、利用するソーシャルメディアごとの責任者を定める。

（９）評価・見直し

教育情報セキュリティポリシーの遵守状況を検証するため、定期的又は必要に応じて教育情報セキュリティ監査及び自己点検を実施し、運用改善を行い、教育情報セキュリティの向上を図る。教育情報セキュリティポリシーの見直しが必要な場合は､適宜教育情報セキュリティポリシーの見直しを行う。

７　教育情報セキュリティ監査及び自己点検の実施

教育情報セキュリティポリシーの遵守状況を検証するため、定期的又は必要に応じて教育情報セキュリティ監査及び自己点検を実施する。

８　教育情報セキュリティポリシーの見直し

教育情報セキュリティ監査及び自己点検の結果、教育情報セキュリティポリシーの見直しが必要となった場合及び教育情報セキュリティに関する状況の変化に対応するため新たに対策が必要になった場合には、教育情報セキュリティポリシーを見直す。

９　教育情報セキュリティ対策基準の策定

上記６、７及び８に規定する対策等を実施するために、具体的な遵守事項及び判断基準等を定める教育情報セキュリティ対策基準を策定する。

なお、教育情報セキュリティ対策基準は、公にすることにより本市の学校運営に重大な支障を及ぼすおそれがあることから原則非公開とする。

10　教育情報セキュリティ実施手順の策定

教育情報セキュリティ対策基準に基づき、教育情報セキュリティ対策を実施するための具体的な手順を定めた教育情報セキュリティ実施手順を策定するものとする。

なお、教育情報セキュリティ実施手順は、公にすることにより本市の行政運営に重大な支障を及ぼすおそれがあることから非公開とする。